

岩手県監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成25年5月10日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
田高 禎治	岩手県盛岡市中野一丁目10番3-202号
清水 真弘	岩手県盛岡市材木町8番21-301号
木村 雅弘	岩手県盛岡市上田一丁目1番35-705号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年5月13日から平成26年3月31日まで